

議案第四号

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例について

議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を別紙のとおり改正する。

昭和四十年二月二十日提出

三朝町長 坂出 雅己



昭和四十年二月二十日 原案可決

三朝町議会議長

矢田秀雄

議会の議員の報酬 及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

議会の議員の報酬 及び費用弁償に関する条例（昭和三十一年三朝野条例
第十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項各号列記以外の部分中「百分の百」を「百分の百十」に
「百分二百」を「百分の二百十」に改める。

附 則

この条例は公布の日から起算して昭和三十一年九月一日から適用する。